

○宮崎大学医学部教育研究共用スペース管理運営委員会規程

〔平成 24 年 10 月 3 日  
制 定〕

改正 平成 27 年 9 月 2 日 令和 2 年 1 月 8 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学医学部に、宮崎大学医学部教育研究共用スペース管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部教育研究共用スペース（以下「共用スペース」という。）の設置に関する事。
- (2) 共用スペースの使用の許可に関する事。
- (3) 共用スペースの施設使用料に関する事。
- (4) その他共用スペースの管理運営に関する事。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は医学部長をもって充て、副委員長は委員のうちから医学部長が指名し、委嘱するものとする。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長
  - (2) 副学部長（教務担当）
  - (3) 副学部長（研究担当）
  - (4) 医学部施設マネジメント委員会委員長
  - (5) 医学科基礎系医学講座教授のうちから 1 人
  - (6) 医学科臨床系医学講座教授のうちから 1 人
  - (7) 看護学科教授のうちから 1 人
  - (8) フロンティア科学総合研究センター教授のうちから 1 人
  - (9) 事務部長
  - (10) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第 5 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げる委員は、教授会の議を経て、医学部長が委嘱する。
  - 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 5 号から 8 号まで及び第 10 号に掲げる委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月3日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第1項第5号から第8号まで及び第10号に掲げる委員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月8日から施行し、令和2年1月1日から適用する。